

令和 6 年 11 月 22 日
新潟県鳥インフルエンザ対策本部

高病原性鳥インフルエンザに係る搬出制限区域の解除について (2 例目)

胎内市で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、11 月 23 日（土）に移動制限区域内（半径 3 km 圏内）の 2 農場で実施する清浄性確認検査、及び搬出制限区域内（半径 10km 圏内）の 10 農場で実施する搬出制限区域解除検査で陰性が確認された場合、搬出制限区域（半径 3～10km 圏内）を 24 日（日）午前 0 時をもって解除します。

また、これに伴い消毒ポイントを一部変更します。

記

1 搬出制限区域の解除

(1) 区域内農場：10 農場

(2) 解除年月日：令和 6 年 11 月 24 日（日） 午前 0 時

2 消毒ポイントの変更

(1) 搬出制限区域の解除後、終了する消毒ポイント（2 か所）

- ・ 県道 493 号荒川中条線退避所（胎内市塩沢）
- ・ 千年松の森駐車場（聖籠町網代浜 2472-17）

(2) 今後も継続する消毒ポイント（1 か所）

- ・ 県道 591 号中条 IC 駐車場（胎内市弥彦岡）

3 今後の予定

移動制限区域内で新たな発生がなければ、令和 6 年 12 月 4 日（木）午前 0 時をもって移動制限を解除し、消毒ポイントも全て終了。

<この記載事項に関する問い合わせ先>

新潟県鳥インフルエンザ対策本部

家畜防疫班 担当 安藤

電話 025-280-5815

内線 2961